

特定非営利活動法人 横断型基幹科学技術研究団体連合 著作権規程

- 第1条 この規程は、特定非営利活動法人・横断型基幹科学技術研究団体連合（以下横幹連合という）が編集または発行する出版物（資料、CD等を含む、以下横幹連合著作物等という）に掲載される論文等（論文、解説記事、アブストラクトを含む）の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定するすべての権利を含む）の取り扱いに関して取り決めるものである。
- 第2条 横幹連合著作物等の著作権は原則として横幹連合に帰属し、特別な事情により原則が適用できない場合、著作権の扱いについて著作者と横幹連合との間で協議し処置するものとする。
- 第3条 著作者が著作者自身による横幹連合著作物等の全文または一部を複製、翻訳、翻案などの形で利用する場合、これに対して横幹連合は原則的に異議申し立てをしたり妨げたりすることはしない。この場合、著作者は事前に申し出を行ったうえ、横幹連合の指示に従うとともに利用する複製物あるいは著作物中に横幹連合の出版物にかかる出典を明記することとする。
- 第4条 第三者から横幹連合著作物等の複製あるいは転載に関する承諾の要請があり、横幹連合において必要と認めた場合は、著作者に代わって承諾することができるものとする。これにより、第三者から横幹連合に対価の支払があった場合には、横幹連合会計に繰り入れるものとする。
- 第5条 横幹連合が著作権を有する横幹連合著作物等に対して第三者による著作権侵害があった場合、横幹連合と著作者が対応について協議し処置するものとする。
- 第6条 横幹連合著作物等が第三者の著作権侵害、名誉棄損、またはその他の権利及び利益の侵害問題を生じさせた場合は著作者が一切の責任を負うものとする。また、それによって横幹連合に損害が生じた場合は、横幹連合に対して当該損害を補填するものとする。
- 第7条 この規程は、その執行以前の横幹連合著作物等の著作権についても適用するものとする。ただし、著作者から異議の申し出があり、その申し出が横幹連合の理事会で承認された場合を除くものとする。
- 第8条 本規程の改廃は理事会において決める。

附則

1. 本規程は2011年10月27日から施行する。

第1条の著作権に関わる「すべての権利」に含まれるもの

複製権（第21条）

上演権及び演奏権（第22条）

上映権（第22条の2）

公衆送信権等（第23条）

口述権（第24条）

展示権（第25条）

頒布権（第26条）

譲渡権（第26条の2）

貸与権（第26条の3）

翻訳権、翻案権（第27条）

二次的著作物の利用に関する原著作者の権利（第28条）